

難問事案のさばき方 partⅢ

本会税法研究所の主任研究員や、法科大学院の租税法講師などを務められている山田俊一氏と、同氏を中心とする租税法研究グループ山田塾のメンバーをお招きして、下記の要領で研修会を開催いたします。

午前の部は、相続税の課税対象となる財産にまつわる話で、被相続人が亡くなる寸前に銀行から引き出したお金が、何処かにあるのだろうけど見つからない、さて、相続税の申告期限が刻々と迫ってきた、課税対象に含めて申告すべきか、否かを決めなければならないが、専門家としてどうすべきかを、若手の会員が異なる立場から法律問題として検討し、議論を経た後に、山田氏が講評し如何に対処すべきかをお話しいたします。

午後の部は、山田氏が担当し、最初に財産承継の有用な方法であるけれども、遺言に比べてなじみの少ない「死因贈与」について、具体例を用いて解説いただきます。

二つ目として、つい最近に最高裁で課税庁の勝利が確定した「ヤフー事件」を素材として、中小企業にも応用が可能な「組織再編税制」の具体例を解説いただきます。

演習項目の予定

午前の部 《 相続税の課税対象となる財産の範囲 》

— 財産の存在・不存在をめぐる納税者と課税庁の立証責任の負担割合 —

午後の部 《 財産の承継方法としての「死因贈与」契約の活用法 》

《 身近な組織再編税制 — 欠損金の引継ぎ — 》

※上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

講 師 : 税理士 ^{やまだ しゅんいち} 山田 俊一 氏 【法学博士】

本会税法研究所主任研究員・組合有料税務相談所相談員・関東学院大学法科大学院講師・
横浜商工会議所税制委員会副委員長・第58回～60回税理士試験委員

= 開催要領 =

1. 日 時 平成28年7月25日(月) 10時00分～16時00分(受付開始 9時30分)
2. 会 場 税理士会館8階 会議室(下記案内図参照)
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名10,000円(昼食付き)
4. お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)
※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース5月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。